

最近の終結事件（令和7年7月）

不当労働行為事件

整理番号	業種	申立人	請求する救済内容
1	電力・物流	組合	1 組合員らに対し、非組合員の令和元年度の割当工事個数に対する令和2年度の割当工事個数の減少率と同等の減少率で令和2年度に工事割当があったものとして取扱い、既に支払った金額との差額及び3年3月26日以降の年3分の割合による遅延損害金を支払うこと。 2 以下略
2	語学学校	組合	1 組合員X2に対して発行した2年12月23日付けの解雇通知を撤回し、バックペイを支払うこと。 2 以下略
3	語学学校	組合	1 団体交渉のルールについてオンラインのみという条件を一方的に押し付けて団体交渉を拒否しないこと。 2 以下略
4	労働組合	組合	1 Xに対し、令和3年4月以降の賃金と3月以前の賃金との差額に年3%の遅延損害金を付加して支払うこと。 2 一方的に変更した労働条件及び職場環境について、誠実に団体交渉に応じること。 3 Xに対する除名処分を撤回し、組合員として復帰させること（令和5年12月25日追加）。 4 謝罪文の掲示 5 以下略
5	協同組合	組合	1 団体交渉申入れに応じ、誠実に協議すること 2 謝罪文の掲示及び手交並びに新聞各紙への謝罪広告の掲載
6	道路旅客運送業	組合	団体交渉に誠実に応じること。
7	飲食業	組合	1 組合員Xに未払賃金を支払うこと。 2 団体交渉に誠実に応ずること。 3 文書の掲示・新聞掲載
8	鉄鋼製品卸売業	組合	1 組合員の雇用継続等を議題とする団体交渉を拒否しないこと。 2 決算資料を開示し経営状況を明らかにするなどして誠実に団体交渉を行うこと。 3 謝罪文の交付及び掲示